小田原市下水道事業固定資産調査及び評価等業務委託仕様書

第１章　総則

（目的）

第１条　本業務は、小田原市（以下「発注者」という。）が小田原市下水道事業に地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号。以下「法」という。）を適用するために必要な固定資産調査及び評価をはじめとしたあらゆる業務支援を行うことを目的とする。

（関係法令等）

第２条　本業務の受託者（以下「受注者」という。）は、本業務を実施するにあたり業務委託契約書及び本仕様書によるほか、次の各号に掲げる法令、規程等に準拠し業務を実施するものとする。

(1) 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）
(2) 地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）
(3) 地方公営企業法施行規則（昭和 27 年総理府令第 73 号）
(4) 地方公営企業資産再評価規則（昭和 27 年総理府令第 74 号）
(5) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
(6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
(7) 地方自治法施行規則（昭和 22 年 2 内務省令第 29 号）
(8) 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）
(9) 地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）
(10) 下水道法（昭和 33 年 3 法律第 79 号）
(11) 下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）
(12) 下水道法施行規則（昭和 42 年建設省令第 37 号）
(13) 消費税法（昭和 63 年法律 108 号
(14) 消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）
(15) 消費税法基本通達
(16) 下水道事業における企業会計導入の手引き-2013 年版-(公益社団法人日本下水道協会)
(17) 下水道事業における新会計基準適用の考え方（公益社団法人日本下水道協会）
(18) その他の関係法令等

（配置技術者）

第 3 条　受注者は、下水道事業の固定資産調査及び評価ならびに地方公営企業への移行に精通し、十分な技能と経験を備えた、管理技術者、照査技術者、担当技術者を配置し、秩序正しい業務を実施させるとともに、その配置技術者について発注者の承認を受けなければならない。

2　管理技術者は、平成２０年４月以降に元請として受注した処理場施設及び管路施設両方を含む同種業務に着手から完了まで従事した実績を有するものでなければならない。なお、同種業務とは、都道府県・政令指定都市・中核市・特例市・一般市（町・村は除く）のいずれかが発注した下水道事業の企業会計移行に係る固定資産調査及び評価業務とし、単年度契約による受注の場合は、固定資産調査開始の年度から移行前年度末まで継続して受注した場合とする。

3　管理技術者は、業務全般の管理責任者として、業務の管理を行うものとする。必要に応じて発注者が指示する関連のある他の業務の受注者と十分に協議のうえ、相互に協力し、業務を実施しなければならない。

4　管理技術者は、担当技術者を兼ねることができる。

5　照査技術者は、管理技術者と担当技術者を兼ねることはできない。

（配置技術者の変更）

第 4 条　受注者は、発注者の承認を受けた配置技術者について変更できない。ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由による場合はこの限りではない。なお、変更を行う場合には、同等以上の技術者を配置し、十分な引継を行ったうえで、発注者から承認を受けなければならない。

2　本業務の遂行に支障をきたすと認められたときには、発注者は受注者に対し配置技術者の変更を求めることができる。

（公認会計士の選任）

第 5 条　受注者は、本業務に係る相談及び指導を受けられるよう、下水道事業の企業会計移行に関する専門的知識と経験を有する公認会計士有資格者を配置し、発注者の承認を受けなければならない。

（再委託）

第 6 条　受注者は、本業務の全部又は主たる部分を再委託することはできない。なお、受注者が本業務の一部を再委託する場合には、事前に再委託の範囲及び再委託先を発注者に提示して承認を得なければならない。再委託範囲は受注者が責任を果たせる範囲とし、再委

託先に問題が生じた場合は受注者の責任において解決するものとする。

（提出書類）

第 7 条　本業務を実施するにあたり、受注者は、次の各号に定める書類を業務着手前に発注者に提出し、発注者の承認を受けなければならない。

(1) 業務着手届

(2) 業務計画書

(3) 工程表

(4) 体制表

(5) 配置管理技術者（１名）、配置照査技術者（１名）、配置担当技術者（２名）、公認会計士有資格者（１名）に関する人員確認票

(6) 配置技術者手持ち業務量確認票

(7) 再委託先確認票

(8) その他、発注者が提出を求める書類

2　本業務の実施中、受注者は概ね４か月に１回、体制表と配置技術者手持ち業務量確認票を時点修正のうえ、発注者に提出し、発注者の承認を受けなければならない。

3　体制図に記載されている技術者は、発注者から指示があった場合には打合せ協議に参加しなければならない。

（資料の貸与・取扱い）

第 8 条　発注者は、本業務を実施するうえで必要な資料を受注者に貸与するものとする。ただし、貸与によりがたいものについては、発注者の指定する場所における複写又は閲覧等適宜の方法により対応するものとする。

2　受注者は、貸与資料を預かる場合は、種類及び数量・借用期間等を明確にしたうえで、書面により預かり証を提出しなければならない。

3　受注者は、貸与資料の管理取り扱いには十分注意し、発注者の許可なく発注者が指定する場所以外に持ち出してはならない。また、本業務完了後は速やかに返却するものとし、貸与期間中であっても､受注者から返却の要請があった場合は速やかに返却するものとする。

4　受注者が貸与資料を、紛失、汚損、破損若しくは消失等した場合、新たに資料を作成する等原状に回復し返還しなければならない。その場合において要する費用については、受注者の負担とする。

（土地の立入り）

第 9 条　受注者は、現地調査の際は、必ず事前に発注者の承諾を得なければならない。また、他人の土地に立ち入る場合は、あらかじめその土地の所有者の承諾を得るものとする。

（折衝）

第 10 条　本業務実施中、関係者又は関係官公署との折衝を要する場合は、遅滞なくその旨を発注者に申し出て指示を受けるものとする。

（秘密の保持等）

第 11 条　受注者は、本業務委託の履行上知り得た事項を一切他人に漏らしてはならない。これは、契約の終了後又は解除後も同様とする。

2　受注者は、成果品（業務の過程で得られた記録、各種情報等を含む）を発注者の許可なく第三者に公表、閲覧、複写、貸与、譲渡もしくは無断使用してはならない。契約の終了後又は解除後も同様とする。

3　受注者は、本業務における個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

（受注者の責任）

第 12 条　本業務の実施にあたり次の各号に掲げる事項は、受注者の責任とする。

(1) 受注者の行為に起因して第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任において解決するものとする。

(2) 本業務終了後 3 年以内において過失又は疎漏等に起因する箇所及び誤りが発見された場合は、受注者の責任と負担において早期の訂正補充等の処理をするものとする。

（損害賠償）

第 13 条 本業務実施中に発生した事故に対して、受注者は一切の責任を負い、生じた損害について賠償しなければならない。

（打合せ協議）

第 14 条 受注者は、本業務の実施前及び実施中において、管理技術者及び関係技術者を出席させ、月 1 回以上、発注者と十分に協議するものとする。受注者は、協議内容について「打合せ記録簿」をその都度作成し、発注者・受注者確認のうえ、それぞれ一部ずつ保有するものとする。

（進捗報告）

第 15 条 本業務の実施中、受注者は「作業月報」を作成し、月 1 回以上、進捗状況を発注者に報告しなければならない。作業月報には、その月に作成した成果品を添付するものとする。

（検査）

第 16 条 受注者は、平成２５年度及び平成２６年度に発注者の中間検査を、業務完了後は、最終検査を受けるものとし、検査合格をもって業務を完了するものとする。ただし、本業務完了後であっても、成果品に記入漏れ、不備、誤り又は是正すべき事項等が発見された場合は、受注者は発注者の指示に従い、責任を持って、速やかに是正するものとする。なお、当該是正に係る費用は、すべて受注者の負担とする。

2 発注者は、平成 25 年度に実施した業務については平成 26 年 3 月 15 日までに、平成 26 年度に実施した業務については平成 27 年 3 月 15 日までに中間検査を実施する。受注者は、検査にあたり、当該年度に実施した業務を中間報告書としてとりまとめ、その成果品を添付して発注者へ提出しなければならない。

（中間検査に係る委託料の支払い）

第 17 条 受注者は、前条に規定する中間検査に合格した場合、出来高調書を発注者へ提出するものとする。

2 発注者は、出来高調書を審査のうえ、その出来高に応じて、委託契約書に定める各年度の支払限度額の範囲内で委託料を受注者へ支払うものとする。

（契約変更）

第 18 条 発注者は、次の各号に掲げる場合において、本業務の委託契約の変更を行うものとする。

(1) 業務内容の変更により契約金額に変更を生じる場合

(2) 履行期間の変更を行う場合

(3) 担当者と受注者が協議し、本業務の実施上必要があると認められる場合

（成果品の帰属）

第 19 条 本業務の成果品は、全て発注者の帰属とする。また、受注者は発注者の承認を受けずに成果品を複製し、他に公表又は貸与してはならない。

（疑義）

第 20 条 本業務についての疑義、又は本仕様書及び関係法令等に定めのない事項については、発注者と受注者で事前に協議し、発注者の指示に従わなければならない。

第２章　業務概要

（法適用の概要）

第 21 条 法適用の概要は、以下のとおりとする。

(1) 法の適用時期　　平成２８年４月１日

(2) 法の適用範囲　　検討中

(3) 法適用対象事業　小田原市公共下水道事業

（業務概要）

第 22 条 本業務における業務概要は次に掲げるとおりとする。

(1) 固定資産調査及び評価

(2) 企業会計移行支援

（年度毎の業務概要）

第 23 条 委託期間の年度毎の業務概要は、次のとおりとする。

(1) 平成２５年度～平成２６年度

① 固定資産調査及び評価（昭和３４年度～平成２５年度取得分）

② 企業会計移行支援

(2) 平成２７年度

① 固定資産調査及び評価（平成２６年度取得分、平成２７年度取得見込分、全体の総括）

② 企業会計移行支援

第 3 章　固定資産調査及び評価

（目的）

第 24 条 小田原市が経営する公共下水道事業について法を適用するにあたり、その保有する固定資産を把握するために、関連図書の整理、必要な調査等を実施し、固定資産の評価（帳簿価額の算定）等を行うことを目的とする。

（対象施設）

第 25 条　本業務の対象となる主要な施設等について以下に示す。なお、数量は平成 24 年度末の参考数値である。

(1) 管路施設	汚水約 562 km、雨水約 209 km
(2) 処理場	1 箇所　67,200 ㎥／日
(3) ポンプ場	2 箇所　12,535 ㎥／日
(4) マンホールポンプ	21 箇所
(5) 流量計	12 箇所

（対象資産）

第 26 条　固定資産調査及び評価は、法適用する前年度までに小田原市下水道事業が保有する全ての固定資産を対象に行う。ただし、法適用する前年度に取得する固定資産のうち、本業務の契約期間内に金額や内容が確定しない固定資産は予定資産として取りまとめるものとする。なお、対象資産は概ね以下のとおりである。

(1) 有形固定資産（土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、工具器具及び備品、建設仮勘定その他の有形固定資産）

(2) 無形固定資産（地上権、借地権、特許権、施設利用権、電話加入権その他の無形固定資産）

(3) 投資（投資有価証券、基金等）

（固定資産調査要領の作成）

第 27 条　受注者は、固定資産調査に先立ち固定資産調査要領書を作成し、発注者の承認を得るものとする。要領書には、調査の方法、手順、体制、各工程の成果品、提出時期などを定めるものとする。

（決算書の整理）

第 28 条　受注者は、以下のとおり決算書の整理を行う。

(1) 過年度の決算書を基に、歳入・歳出の決算額年度別節別一覧を作成する

(2) 決算額年度別節別一覧を基に、建設支出・財源を整理し、建設支出・財源総括表を作成する。建設支出・財源総括表は税込、税抜きの双方を作成する。

（資料の収集、整理及び調査）

第 29 条　受注者は、固定資産調査及び評価に必要な基礎的資料について、保管場所、資料の有無及び保管期間等を確認のうえ、必要な資料を収集し、資料の内容把握及び調査を行い固定資産情報の整理を行う。また、収集した資料は、保管場所がわかるように収集資料一覧表を作成し、業務に資する形で整理する。

（固定資産の整理単位）

第 30 条　受注者は、固定資産を適正かつ効率的に管理するために、調査した固定資産を以下の単位毎に整理するものとする。

(1)構築物

ア　管路施設

（ア）管路施設を工事単位かつ管種口径単位で区分管理する。（ただし、補助対象と対象外の合併工事、汚水と雨水の合併工事などの場合、必要に応じて工事をさらに区分する。）

（イ）数量単位は延長（m）とする。

(2)機械及び装置

ア　処理場、ポンプ場、マンホールポンプ、流量計施設（機械及び装置）

（ア）施設・設備単位（国土交通省標準耐用年数における小分類の設備単位）とする。

（イ）数量単位は台数とする。

(3)その他

発注者と受注者協議のうえで決定するものとする。

（固定資産台帳記載項目）

第 31 条　固定資産台帳の記載項目は「地方公営企業の会計規程（例）、別表第 19 号固定資産台帳の様式」に準ずるほか、以下のとおりとする。

(1) 管路施設のうち汚水については下水道台帳と関連づけ可能とするために下水道台帳に記載されている工事番号を記載する。

(2) 施設区分（管路施設、処理場、ポンプ場、マンホールポンプ、流量計)、排除区分（汚水、雨水)、分区区分（処理区、処理分区)、取得区分（建設、受贈）を記載する。

(3) 詳細は発注者と受注者協議のうえで、決定するものとする。

（工事関連情報の整理）

第 32 条　受注者は、収集した資料を基に、工事関連情報の整理を行い、年度別工事一覧表を作成する。その内容は概ね以下のとおりとする。

(1) 関連・附帯工事は、収集資料を調査し、主体工事を特定する。

(2) 決算書と差額がある場合は、収集資料を調査し、差額を解消する。

(3) 間接費を整理し、主体工事に配賦する。

(4) 財源を整理し、主体工事に配賦する。

(5) 詳細は発注者と受注者協議のうえで、決定するものとする。

（固定資産調査・整理）

第 33 条　受注者は、固定資産台帳の記載項目を勘案して、次の各号に掲げる項目に留意し、固定資産整理単位毎に必要な属性情報を調査・整理する。

(1) 管路施設は、固定資産の重複、欠落等の防止及び、現有固定資産の位置把握のため、下水道台帳をもとに固定資産管理図を作成し、消込作業を行う。

(2) 処理場施設等の目視可能な固定資産については、固定資産の重複、欠落等の防止のため、現地調査を実施する。

(3) 処理場施設等についても、現有固定資産の位置把握のために固定資産管理図を作成する。

(4) 民間開発等により、寄贈を受けた下水道施設等の受贈資産の調査・整理を行い、受贈資産一覧表として整理する。

(5) 除却済みと判断した固定資産を抽出し、除却資産一覧表として整理する。

(6) 調査に必要な資料がない場合は、発注者と受注者協議のうえで、評価方法を決定し、取得価格を決定するとともに、不明資産一覧表として整理する。

(7) 詳細は発注者と受注者協議のうえで、決定するものとする。

（固定資産評価）

第 34 条　受注者は、初期取得時における取得価額とその財源内訳、及び、法適用開始時の帳簿価額およびその財源内訳を固定資産整理単位別に算出し、次のとおり整理する。

(1) 取得時固定資産一覧表を作成する。

(2) 法適用開始時固定資産一覧表を作成する。

(3) 年度別減価償却費推移表を作成する。

(4) 年度別長期前受金収益化額推移表を作成する。

(5) 詳細は発注者と受注者協議のうえで、決定するものとする。

（システムデータの作成）

第 35 条　受注者は、発注者や発注者が指示するシステム導入業者と協議を行い、調査及び評価した固定資産データを、発注者が導入する固定資産システムにコンバート可能なデータ形式で作成する。

（下水道台帳電子化業務との関係）

第 36 条　受注者は、発注者が平成 26 年度以降に下水道台帳電子化業務を予定していることに留意して、発注者や発注者が指示する下水道台帳電子化業者と協議を行い、本業務の調査を下水道台帳電子化業務にも、できる限り資するものとなるように配慮しなければならない。

第 4 章　企業会計移行支援

（目的）

第 37 条　小田原市が経営する公共下水道事業について法を適用するにあたり、必要となる各種の事務手続きや検討業務等を円滑に進めるため、受注者が発注者に対して支援を行うことを目的とする。

（企業会計移行支援要領の作成）

第 38 条　受注者は、企業会計移行支援に先立ち企業会計移行支援要領書を作成し、発注者の承認を得るものとする。要領書には、支援の方法、手順、体制、時期、各支援の成果品、提出時期などを定めるものとする。

（支援内容）

第 39 条　受注者は次に掲げる業務を行う。

(1)予定貸借対照表及び開始貸借対照表の原案作成

(2)会計処理方針検討書の原案作成

(3)予算科目一覧・勘定科目一覧の原案作成

(4)財政シミュレーションツール作成（Microsoft Excel 等、発注者が編集可能な形式とし、少なくとも、今後 30 年の損益予測、キャッシュフロー予測が可能であることとする。詳細は発注者と受注者協議のうえで、決定するものとする。）

(5)その他発注者と受注者協議のうえで支援を決定した業務

第 5 章　照査

（照査の目的）

第 40 条　受注者は、業務を実施するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分に整理することにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに審査を実施し、固定資産調査及び評価に誤りがないよう努めなければならない。

（照査の体制）

第 41 条　受注者は、遺漏なき照査を実施するため、下水道事業の固定資産調査及び評価ならびに地方公営企業への移行に精通し、十分な技能と経験を有する者を照査技術者として配置しなければならない。

（照査事項）

第 42 条　照査技術者は、業務全般にわたり次の各号に掲げる事項について照査を実施しなければならない。

(1) 基本条件の確認

(2) 業務計画（実施方針及び実施手法等）の妥当性の確認

(3) 固定資産評価及び減価償却費算出結果の確認

(4) 成果品の確認

第 6 章　成果品

（成果品）

第 43 条　本業務の成果品は、次のとおりとする。なお、作成にあたり記載内容や取りまとめ事項については、発注者と受注者が協議のうえ、決定するものとする。

(1) 固定資産調査及び評価

①固定資産調査要領書

②年度別節別歳入歳出決算額一覧表

③建設支出・財源総括表

④収集資料一覧表

⑤年度別工事一覧表

⑥固定資産管理図

⑦受贈資産一覧表

⑧除却資産一覧表

⑨不明資産一覧表

⑩取得時固定資産一覧表

⑪法適用開始時固定資産一覧表

⑫年度別減価償却費推移表

⑬長期前受金収益化額推移表

⑭固定資産システムコンバートデータ

⑮その他発注者・受注者協議のうえ必要となる資料

(2) 企業会計移行支援

①企業会計移行支援要領書

②予定貸借対照表及び開始貸借対照表の原案

③会計処理方針検討書の原案

④予算科目一覧及び勘定科目一覧の原案

⑤財政シミュレーションツール

⑥その他発注者・受注者協議のうえ必要となる資料

(3) その他

①打合せ記録簿

②作業月報

③中間報告書

④業務報告書

⑤上記電子データ

第７章　納入期限

（納入場所及び納入期限）

第 44 条 本業務の納入場所及び納入期限は、以下のとおりとする。ただし、各工程それぞれの成果品の提出時期については、発注者と受注者協議のうえで決定した時期を厳守すること。

(1) 納入場所　小田原市役所下水道部下水道総務課

(2) 納入期限　平成 28 年 3 月 31 日

以上